

STOP!! 児童虐待

11月は「児童虐待防止推進月間」です

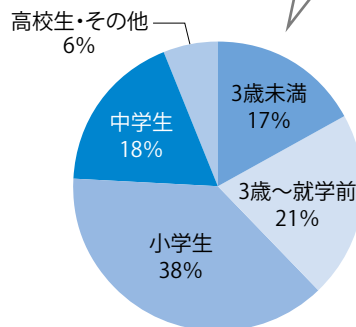
保護者や同居人による子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。虐待は特別な家庭の問題ではありません。どこの家庭でも起こり得る問題として、社会全体で解決していかなければならない重要な課題です。子どもたちを虐待から守るために、「よその家庭のこと」ではなく、「地域の子どもを守る」視点で、私たちに何ができるか考えてみませんか？

児童虐待とは

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者（現に児童を監護している者）が子どもの身体や心を傷つけることをいいます。

「虐待」であるかの判断は、親の認識ではなく、子どもの視点で考えます。親が「しつけ」と思っている、子どもが苦痛を感じていれば「虐待」となります。

平成22年度札幌市における虐待を受けた子どもの年齢別割合



身体的虐待



首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、たばこの火などを押し付ける

養育放棄（ネグレクト）



家や車に置き去り、適切な食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かない

虐待の種類

心理的虐待



言葉による脅かし、極端に無視する、他の兄弟姉妹と著しく差別する

性的虐待



子どもへの性的行為やポルノグラフィの被写体などを強要、性器や性交を見せる

一人で悩まないで

子育ては思い通りにいかないことの連続です。多くの不安や悩みを抱えているお父さんやお母さん、子育てに悩んでいる家庭を気にされている方、一人で抱え込まずにそんな「思い」を相談してみませんか？

保健センターでは、保健師や保育士、相談員があなたの不安や悩みを解決するために一緒に考えます。

子どもを育てていけるか心配…

子どもに怒鳴ってしまう…

子どもに手を上げてしまう…

子どもがかわいいと感じない…

子どもが泣きやまない…

子どもといるとイライラする…